

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例 の見直しについて

1 見直しの根拠：里地里山条例 付則2

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 見直しの視点：神奈川県条例の見直しに関する要綱第6条

(1) 必要性

当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか否か及び県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点をいう。

(2) 有効性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点をいう。

(3) 効率性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点をいう。

(4) 基本方針適合性

当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか否かに関する視点をいう。

(5) 適法性

当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか否か並びに司法手続きにおいて違憲又は違法と判断される可能性があるか否かに関する視点をいう。

3 見直しの手順：神奈川県条例の見直しに関する要綱第7条関係

- (1) 条例の制定の趣旨の確認
- (2) 直近5年間における条例の施行の状況の把握
- (3) 条例に関連する社会状況の推移の把握
- (4) (1)から(3)までの内容に基づき、「2. 見直しの視点」から検討
- (5) (4)の結果に基づき、条例の改正又は廃止の可否を判断

4 里地里山条例の見直し手順

- (1) 農地課において、3の手順の(1)～(3)の作業を行う。
- (2) 神奈川県里地里山保全協議会での意見聴取（3の手順の(4)）
- (3) (2)の意見を参考に、条例の改正又は廃止の可否を判断
- (4) 見直し調書の作成（要綱第9条）
- (5) 県議会（常任委員会）への報告（HPでの公表）

【参考】神奈川県条例の見直しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知事の条例提案権に基づく条例見直しの実施及びその結果の公表に関し必要な事項を定めることにより、条例を常に時代に合致したものとするを目的とする。